

令和5年 第1回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和5年1月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時40分 会長
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	欠席	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名  
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第1回会議を開きます。  
 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に5番委員並びに6番委員を指名いたします。  
 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議長 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたし

<p>事務局</p>	<p>ます。番号1について事務局より説明をお願いします。</p> <p>受人 ○○○○○市○○○○○○△丁目△番△号 株式会社○○○○○○○○○  ○ 代表取締役 ○○○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○○○○ 土地の  所在 大字○○字○○△△△番△ 畑 1筆 954㎡ 合計欄の訂正をお願い  します。 転用目的 太陽光発電施設 権利内容 所有権 申請内容 職業  太陽光発電事業 新設 太陽光パネル 168枚 発電出力49.5kw 取得  状況 昭和42年3月23日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地  農用地区域外 宅地から24m</p> <p>4ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地になります。  次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は全国で太陽光発電事業を行い、小売電気事業者へ電気を販売しているとの  ことです。申請地で発電した電気を小売電気事業者である株式会社○○○○○○○  へ電気を売り、株式会社○○○○○と契約している家庭や企業に電気を売るとのこ  とです。</p> <p>これまでのように東京電力に電気を売るのでなく、小売電気事業者へ電気を売  り経済産業省のFIT認定が不用となるモデルであり、非FITと呼ばれるものです。  美里町では初めての申請であり、今後増えてくると思われる太陽光発電です。  申請地は高台にあり、周辺農地とは分断されるとのことから2種農地と判断させ  ていただいております。この判断については、事前に県と協議を行いました。  太陽光パネルは168枚設置して、システム容量としては、91.56kwですが、パ  ワコンで49.5kwnに下げ、高さ1200cmのフェンスで周辺を囲うとのことです。  3ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法第5条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。  5条の規定による番号1を審議いたします。7番委員より補足説明をお願いし  ます。</p>
<p>7番委員</p>	<p>先日推進委員大沢1番と一緒に現地を確認しました。この土地につきまして  は、毎年雑草が生い茂っている状況でございます。周囲は宅地や山林となってお  り、周辺農地に及ぼす影響はないと思われまます。ご審議お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いいたします。</p>

推進委員 大沢 1 番	先日申請人から連絡あり現地確認してきました。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。松久 1 番
推進委員 松久 1 番	私は非 FIT の申請は初めて聞きました。契約の概要等を教えて下さい。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	町内では初めてのケースでございます。近隣では〇〇町に申請があった事業者とのことです。受人が発電事業者となりまして、発電した電気を株式会社〇〇〇〇に売ります。この株式会社〇〇〇〇は小売電気事業者の認定をとっており電気を売ることができる会社です。その後株式会社〇〇〇〇が契約している個人の住宅や企業に電気を売るという流れでございます。
議 長	その他の推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。松久 2 番
推進委員 松久 2 番	申請地は高台でしたが、強い風が吹いたとき倒れたり、崩れないか心配されます。仮にそういったことが起きたときに管理や対応は問題ないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	管理や対応に関しましては、強度的には問題はない構造にして申請をしているとのことです。また、現地で何かあったときは受人が対応するとのことです。
議 長	その他の推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。大沢 3 番
推進委員	発電した電気は全国的に売するのか、近隣に売するのか教えてください。

大沢3番	
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地で発電した電気をどこで売るのは把握できておりません。ただ全国展開している会社とのことです。全国的に売るとは思われません。
議長	その他の推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。5番委員。
5番委員	受人の住所は〇〇〇〇ですが、土地の管理はどうやって行うのでしょうか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	受人の本社が〇〇〇にあり、事業所は全国的にあるとのこと。何かあった場合は各事業所に対応するとのことでございます。
5番委員	その事業所の一番近隣にあるところはどこですか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局の方で〇〇〇に本社があるということで申請代理人の方に確認したところ全国展開している会社とまでしか聞いておらず、近隣のどこに会社があるとまでは聞いておりません。
議長	事務局は近隣のどこに事業所があるのか確認しておいてください。  その他の農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。3番委員

3 番委員	<p>この土地をなぜ〇〇〇の会社が買うのか、またここは埋蔵文化財の調査は行うのか。また、畑ですが一般企業が農地を取得できるのかを教えてください。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受人が土地を購入することになった詳しい経緯は分かりませんが、株式会社〇〇〇は全国展開している会社で本社は〇〇〇にあり各事業所は様々なところにあると聞いております。その各事業所が、太陽光事業ができる土地がないか調査を行っているようです。その調査の中でこの土地を見つけ地主と話を付け申請に至ったと思われま。</p> <p>埋蔵文化財の調査につきましては、申請があったときに調査に該当する土地でしたので、文化財の担当と申請代理人に話をしました。申請代理人からも今後埋蔵文化財調査は行い、仮に何か出たとしても事業は行うと聞いております。</p> <p>一般企業が農地を取得できるのかということについてですが、今回は農地を取得するというのではなく、太陽光事業を行いたいので農地転用するという申請ですので、農地転用した土地を取得するというございます。</p>
3 番委員	<p>こういった太陽光の事業者は農地を転用して買えるということですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この土地は農地を転用できる 2 種農地なので事業の計画が問題なく、周辺農地等に影響がないか等要件を満たせば転用し取得できます。</p>
議 長	<p>その他の農業委員・推進委員の方から意見はありましたら挙手をお願いします。推進委員大沢 2 番。</p>
推進委員 大沢 2 番	<p>会社の転用の場合には、組織や役員が変わったりするため、経営状況によっては転売されやすいと思います。許可後何年間は転売できないとか縛りはあるのですか。</p>

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	許可後のそういった縛りは特にありません。
推進委員 大沢 2 番	一度許可したら取消はできないのだから、受人の会社のこと、電気小売事業者との関係をよく調べた方がいいのではないのでしょうか。
議 長	事務局は、受人の株式会社〇〇〇〇と電気小売事業者の株式会社〇〇〇〇の関係について教えてください。
事務局	株式会社〇〇〇〇と株式会社〇〇〇〇の関係は別法人ですが、発電事業者と電気小売事業者のセットで申請されることが多いようで、実績でいうと〇〇町でも申請していると聞いております。
推進委員 大沢 2 番	どういった方が役員になっているか教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	登記簿には株式会社〇〇〇〇の代表取締役は〇〇〇〇と記載されております。他の役員までは調べておりません。
推進委員 大沢 2 番	役員名簿を提出していただき、他の役員も確認をお願いいたします。
議 長	その他の農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。1 番委員
1 番委員	受人の太陽光発電の売上実績等の書類は提出されていますか。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	売上実績等の書類は、必須の提出書類ではないためありませんが、受人に依頼することは可能です。
1 番委員	それと、一般住宅の農地転用ですと面積の制限がありますが、太陽光発電の農地転用の場合は、制限はないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	計画に必要な面積であれば、面積の制限はありません。
1 番委員	売買価格を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	△△△△△△円でございます。
議 長	その他の農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。6 番委員
6 番委員	全国にどれくらい電気小売事業者があるのか、また、今回の太陽光事業行うのに必要な経費が分かれば教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	全国に電気小売事業者は数百規模であると思います。太陽光事業の経費は△△△△△△円とのことです。

議 長	その他の農業委員・推進委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 す。大沢3番。
推進委員 大沢3番	△△△の△は所有者はいるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	こちらは道路敷地になります。
議 長	他に農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。  (農業委員9名挙手)  賛成多数につき、許可相当と決定します。  5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第2号議案 営農型太陽光関連の農地法第3、5条の規定による許可申請案件について審議いたします。申請代理人は入室をお願いします。  ～申請代理人の入室～

事務局	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>こちらは営農型太陽光発電申請代理人で一般社団法人 ○○○○○○○○○○ ○ 理事長 ○○氏です。</p> <p>○○氏には委員皆様からの質問に答えていただくため総会への出席をお願いしました。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは事務局から説明させていただきます。7ページをご覧ください。 営農型太陽光発電施設については、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光パネル等を設置して発電を行うものです。</p> <p>5条で太陽光パネル等の支柱部分の一時転用許可、3条で太陽光パネルが上空を覆うため、地上権の許可が必要となります。</p> <p>そして、今回の申請は農地を借りるとのことから3条の使用貸借を同時に審査いただくこととなり、事業を行うにあたり3つの許可が必要となります。</p> <p>まず、3条の番号1で使用貸借権を説明し、3条の番号2～4と5条の番号1～3は一緒に説明いたします。</p> <p>借人 ○○県○○市○○○○○△△△番地 合同会社○○○○ 代表社員 ○ ○ ○○ 貸人と土地の所在はお手数ですが9ページをご覧ください。番号1～7番の大字○○△△△△番地 ○○○○ 番号8、9番の大字○○△△△△番地 ○○○○ 番号10の○○県○○市○○○△△番地△ ○○○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△△番△、△△△△番△、△△△△番△、△△△△番△、△△△△番△、△△△△番、字○○△△△△番△、字○○○△△△△番、△△△△番、△△△△番△ 7ページにお戻りください。</p> <p>番号1の地目 田5筆、畑5筆 合計10筆の7020㎡ 権利内容 使用貸借権 許可日から10年間 理由 シャインマスカットを栽培 農業者年金なし 自作地 6914㎡ 借受地 6623㎡ 取得状況 9ページをご覧ください。番号1～7番 平成16年8月19日 相続 番号8、9 平成25年5月31日 相続 番号10 令和3年1月14日 相続 位置 すべて第1種農地 農用地(青地) 次の10ページをご覧ください。9ページ左の番号1～10と10ページの番号は対応していますので確認をお願いします。</p> <p>なお、10ページ赤枠のみの④⑤⑦⑨では太陽光パネルを設置せず、営農のみ行うとのことです。次の11ページが公図になります。</p> <p>7ページにお戻りください。3条の番号2と次ページ5条番号1は同じ申請人で同じ場所になるので一緒に説明します。7ページ番号2 借人 ○○○○○○○○ ○○△丁目△△番△△号 ○○○○○○△階 ○○○○○○○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 貸人と土地の所在は9ページをご覧ください。番号1～3の○○○○ 7ページにお戻りください。畑3筆 1798㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から3年間 理由 上空に太陽光パネルを設置 農業者年金無 そして営農者の同意ありです。</p>
-----	---

8ページ番号1をご覧ください。5条の太陽光パネル等の支柱部分の一時転用許可で3条番号2の場所で支柱を建てるのに必要となる面積が3筆で0.95㎡  
転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 一時転用  
許可日から3年間 申請内容 職業 太陽光発電事業 新設 発電出力 99  
kw パネル合計出力 172.2kw 取得状況 位置については9ページ番  
号1～3 10ページ①②③ 11ページ①②③になります。

ご確認をお願いします。9ページ番号1をご覧ください。右の備考に記載がある  
配置図12ページをご覧ください。配置図にあるように、こちらの〇〇△△△△  
番△で地面から約3m上空に太陽光パネルを251枚設置し、右の作付け図のよ  
うにシャインマスカットを栽培しながら、82.3kwの発電を行うとのこと  
です。9ページにお戻りください。番号2と3については配置図13ページをご  
覧ください。白石1485番1と4の2筆で太陽光パネル271枚設置し、89.  
4kwの発電を行うとのことです。

7ページをご覧ください。番号3 借人 〇〇県〇〇〇市〇〇〇〇△△△△番  
地 株式会社〇〇〇 理事長 櫻 次の8ページをご覧ください。番号2 田1  
筆で0.51㎡の一時転用 発電出力49.5kw パネル出力 97kw 次  
の9ページをご覧ください。番号8 次の10ページ⑧ 次の11ページ⑧ 1  
4ページをご覧ください。こちらが配置図と作付図になります。

7ページをご覧ください。

番号4

借人 〇〇県〇〇市〇〇町△△〇〇〇〇△階 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇合同会社  
代表社員 〇〇〇〇 8ページをご覧ください。番号3 畑2筆で1.02㎡の  
一時転用 発電出力99kw パネル出力 186.1kw 次の9ページをご  
覧ください。番号6と10 次の10ページ⑥と⑩ 次の11ページ⑥と⑩ 番  
号⑥が15ページをご覧ください。こちらが配置図と作付図になります。続いて  
番号⑩が16ページになります。

ここで再度許可要件について簡単に説明いたします。

7ページ3条番号1の10年間の使用貸借権については、借人が借り受ける農地  
を適切に管理していけるか、いわゆる3条申請で農地を取得するケースと同様に  
審議いただければと思います。

〇〇〇〇は〇〇市を中心にブドウの栽培をおこなっており、〇〇県以外に〇〇市  
でも農業をおこなっているとのことです。そして、〇〇〇〇は〇〇市に拠点を設  
置して距離にして20kmを約30分かけ通うとのことです。美里町では労働力  
としては、〇〇〇〇の社長と〇〇拠点で活動する社員の2人が主にたずさわ  
り、4年目以降からは年間5883kgのシャインマスカットを生産するとのこと  
です。

次の3条番号2～4は3年間の地上権については営農者の同意があるかどう  
かですが、営農者である健康農園からは同意を得ております。

	<p>8 ページの 5 条の 3 年間の一時転用は、太陽光発電事業での事業計画は当然のこと、太陽光パネル下部の適切な営農の継続が必要となり、適切な営農とは地域の単収を比較して 8 割満たすこととなっています。</p> <p>太陽光発電事業については、平成 31 年に F I T 認定を取得しており、撤去費用を含めた資金については資金証明を確認いたしました。</p> <p>パネル下部の営農については、〇〇〇〇が〇〇市で平成 31 年から太陽光パネル下部でシャインマスカットを栽培しており、4 年目の収穫量ですでに全国平均を上回っているとのことです。</p> <p>なお、営農型太陽光発電事業については 3 つすべての許可が必要となりますので一括での審議をお願いします。</p>
議 長	<p>営農型太陽光関連農地法第 3、5 条について審議いたします。6 番委員より補足説明をお願いします。</p>
6 番委員	<p>昨今の電力事情を考えますと、こういった太陽光の申請が増えてくると思います。美里町以外でもよく営農型太陽光発電を行っている農地をよく見かけます。今回はシャインマスカットですが適切な栽培がされるのであれば、農地の有効活用という観点からはいいのではないかと思います。</p>
議 長	<p>次に、推進委員大沢 2 番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 大沢 2 番	<p>太陽光発電に関しては太陽光パネル処分について細かくお伺いできればと思います。</p>
議 長	<p>次に農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。推進委員松久 1 番。</p>
推進委員 松久 1 番	<p>シャインマスカットを栽培とのことですが、栽培実績等あれば教えてください。</p> <p>代理人より説明をお願いします。</p>

<p>代理人</p>	<p>〇〇〇〇としては、六年前に〇〇県の方で、営農型太陽光発電でシャインマスカットを栽培する申請を許可いただき、その後定植をしてから4年目で収穫しました。通常シャインマスカットは5年目から収穫できますが、4年目で収穫に至っております。収穫量ですが全国平均は1反当たり1トンとなっておりますが、〇〇〇〇が4年目で収穫したのは1反当たり1.2トン収穫できました。今年は5年目ですが1.5トンの収穫が見込まれています。</p> <p>〇〇県の方では、最近柿からシャインマスカットの栽培に切り替える方も増えてきています。〇〇〇〇の営農型太陽光でのシャインマスカットの栽培は、地元の農業委員会からも成功例として見学に来ていただいている状況です。</p>
<p>推進委員 松久1番</p>	<p>太陽光パネルの下で栽培した方が、シャインマスカットの成長がいいということですか。また通常我々が考える太陽光パネルは空に一面並べるイメージですが、今回はこういった形で並べますか</p> <p>代理人より説明をお願いします。</p>
<p>代理人</p>	<p>そのとおりでございます。実際に〇〇県の方では、白く濁った遮光性のあるビニールハウスの中で育てる方が多いです。その理由は30%、40%光線度、透過率を下げた方が成長が良く、逆に直射日光が当たるとシャインマスカットの実が固く濁ってしまいます。直射日光を避けた方が柔らかくなるということが分かっております。〇〇〇〇の経験から言いますと3か所で営農型太陽光を行っておりますが50%の遮光率、60%遮光率、70%の遮光率と分けて数年間にわたり試験的に栽培してきましたが、1番成長が良かったのが70%の遮光率で栽培したところでした。2/3くらい遮った方が成長がいいという結果も出ております。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。推進委員松久4番。</p>
<p>推進委員 松久4番</p>	<p>盗難対策等はされるのですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>代理人より説明をお願いします。</p>

<p>代理人</p>	<p>発電事業者は発電施設の被害を心配されますので、盗難防止措置としてカメラは設置します。シャインマスカットを栽培する際は動物の被害を防止するために、硬いネットで周りを囲んでいきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。推進委員大沢 2 番。</p>
<p>推進委員 大沢 2 番</p>	<p>太陽光パネルの処分、撤去の方法を教えてください。また事業終了後いつまでに撤去しますという期日を契約等で交わした方がいいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>代理人より説明をお願いします。</p>
<p>代理人</p>	<p>パネル撤去ですが、以前は結構問題になっていましたが、今の太陽光パネルの寿命は大体60年から70年です。最初に太陽光パネルを設置されたのが1960年代です。そのパネルは現在も稼働しています。それくらい丈夫のようです。上空からの落下物等でパネルが割れない限りは壊れません。表面が曇っているものを磨きさえすれば使えます。</p> <p>中古パネルは海外からとても人気で在庫も品薄のようです。中古パネルがでるとリサイクル業者が有償でパネルを引き取っていくくらいの状態です。業者の引き取り価格で一枚3000円払って引き取っていきます。引き取ったパネルは洗浄して磨いて海外に持っていくときに大体7、8000円で売れるようです。</p> <p>撤去費用見込んでいますが、実際は、がだいの撤去のみでパネルはリサイクルでの撤去費用はかからず、産廃処理も必要ないのが現状です。</p>
<p>推進委員 大沢 2 番</p>	<p>そういった状況であってもリサイクル後も必ずいつかは、処分はしなければいけないと思います。パネルには人体に影響があるものも含まれているようなので、こういった形で処分するというのは明確に書面等で残した方がいいのではないかと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>代理人より説明をお願いします。</p>

<p>代理人</p>	<p>撤去請負事業者からの撤去費用、産業廃棄物費用の見積りはとっております。ただそういったものが必要であれば、私の方から発電事業者にもうちょっと踏み込んだ撤去方法、処理方法を明記するように要請します。最終的なパネルの廃棄方法ですが、古いものをリサイクルしても壊れて使えないものもあります。そういった時はパネル自体を解体するのですが周辺の枠はあみです。表面はガラスです。ガラスとシリコンの薄いスライスされた板を裏に紙とガラスに、は着されています。構造は単純です。シリコンの原料はケイ素でガラスの原料になるものです。実際純粋なシリコンの結晶は自然界にはなく、シリコンの鉱脈から取り出して高い電圧で溶かして結晶を生成しています。ですので、廃棄する太陽光パネルは製造する会社からするとすでに100%生成されたシリコンがあるわけですから宝の山でございます。なので、中古パネルを集めて溶かしてまたシリコンを生成するようです。このような工程が確立されております。</p>
<p>推進委員 大沢2番</p>	<p>パネルの中には鉛やカドミウム等人体に影響があるのが詰まっていると聞いたのですがそういったものはあるのですか。</p>
<p>議長</p>	<p>代理人より説明をお願いします。</p>
<p>代理人</p>	<p>パネルの中には表面のはんだは溶かして回収します。私の知る限りカドミウム等有害な金属は含まれていません。</p>
<p>推進委員 大沢2番</p>	<p>有害なものがないのであれば、そういった旨を契約書等で明記していただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>代理人より説明をお願いします。</p>
<p>代理人</p>	<p>私の方から発電事業者に伝えまして、最終的な撤去をする業者との間で、解体方法、そのあとの廃材の処分方法についても明記した合書を作るように要請して作らせます。</p>
<p>議長</p>	<p>その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いい</p>

	たします。農業委員6番。
6番委員	個人で太陽光を設置する場合も発電事業者になるのですか
議長	代理人より説明をお願いします。
代理人	個人でも発電事業者になります。
6番委員	発電事業者ごとに発電量の計器をつけるのですか。
議長	代理人より説明をお願いします。
代理人	発電事業者ごとにつけます。
議長	その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。農業委員5番。
5番委員	土壌改良はするのですか
議長	代理人より説明をお願いします。
代理人	夏までに設備は完成します。その後牛糞だとか肥料等をいれ年内いっぱい土づくりを行います。シャインマスカットの苗を植えるのは年末か年始くらいになると思います。
議長	その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。農業委員1番。

1 番委員	シャインマスカットの栽培とのことですが、水関係は問題ないのでしょうか。
議 長	代理人より説明をお願いします。
代理人	〇〇〇〇のシャインマスカットの栽培は水を持ち込んだり井戸を掘ったりはしません。自然の雨水のみで栽培します。
議 長	その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。農業委員 3 番。
3 番委員	太陽光パネルをみると日に当たらないところが出てくると思いますが、シャインマスカットの糖度等はあがるのでしょうか
議 長	代理人より説明をお願いします。
代理人	シャインマスカットにつきましては、遮光率を上げた方が、糖度が上がります。
3 番委員	実際に通常の糖度がどれくらいで営農型太陽光の糖度はどれくらいか教えてください。
議 長	代理人より説明をお願いします。
代理人	通常の平均的なシャインマスカットの糖度は 1.8 度くらいで営農型太陽光の下で育てたものの糖度は 2.1 度です。
議 長	その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。農業委員 2 番。

2番委員	以前ぶどう農家の知り合いに栽培について聞いたことがあります。その方はぶどう作るには水が重要だとおっしゃっていました。雨水だけで栽培できるのでしょうか。
議長	代理人より説明をお願いします。
代理人	〇〇〇〇は経験上、雨水だけで栽培できると思います。
議長	その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。農業委員5番。
5番委員	シャインマスカットを栽培する際に殺虫、殺菌は行うのでしょうか。
議長	代理人より説明をお願いします。
代理人	必要最低限の殺虫殺菌は行う予定です。
5番委員	それは高崎から運んでくるのですか
議長	代理人より説明をお願いします。
代理人	高崎から運んできます。
議長	その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。推進委員大沢3番。
推進委員	この地域は風が強いですが防風対策をするのでしょうか。

大沢 3 番	
議 長	代理人より説明をお願いします。
代理人	実際の施行にあたってはすべて強度計算をしております
議 長	その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。推進委員松久 2 番
推進委員 松久 2 番	農地や宅地と隣り合っていますが除草剤などは使うのでしょうか。
議 長	代理人より説明をお願いします。
代理人	ブドウ畑は草の除草は相当背が高くない限り行うません。背が高くなったものを人力で草を刈ります。除草剤は使用しません。
議 長	その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。推進委員松久 2 番
推進委員 松久 2 番	近隣住民、近隣農家にはなにか同意等はもらっているのですか。
議 長	代理人より説明をお願いします。
代理人	周りの耕作地の方々にはここに営農型太陽光発電施設ができることについて同意書はもらってあります。近隣住民の方にはお話しをして同意をいただいて、地区の区長にも同意をいただいております。
推進委員 松久 2 番	それでは近隣住民等には影響はないとのことよろしいでしょうか。

議 長	代理人より説明をお願いします。
代理人	使用するのは通常使う農薬のみですので問題はないと思います。消毒液は近隣住民に対してもですがパネルにつくと発電量にも影響が出てしまいますので極力使わないようにしています。
議 長	その他の農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。  質問がないようですから、申請代理人は退出をお願いします。  ～申請代理人退出～  それでは採決したいと思います。営農型太陽光関連3、5条について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。  (農業委員全員挙手)  賛成全員につき、許可相当と決定します。  営農型太陽光関連3、5条について審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	営農型太陽光関連の農地法3条につきましては許可、5条についても許可相当と議決されました。
議 長	第3号議案 農用地利用配分計画(案)の意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>こちらについては、農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地を農地中間管理機構から耕作者へ配分、または既に集積してある農地を再配分する計画の（案）になります。</p> <p>今回は、既に集積してある農地を再配分する計画になります。</p> <p>農用地利用配分計画ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律の19条で「必要があると認められるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」と定められており、配分計画の案のとおり農地中間管理機構から耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。</p> <p>議案書18ページをご覧ください。下見玉地区の配分計画案となっております。</p> <p>続きまして、19ページをご覧ください。根木・阿那志地区の配分計画案となっております。</p> <p>続きまして、20ページをご覧ください。小茂田地区の配分計画案となっております。</p> <p>内容につきましては、以前の中間管理機構から借り受けていた方から新たな耕作者に再配分する計画になります。</p> <p>以上、第3号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用配分計画（案）意見について、意見なしとしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>（農業委員全員挙手）</p> <p>賛成全員につき、意見なしと決定します</p>

会長代理	<p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。</p> <p>本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第1回の農業委員会総会を終了します。</p>
<p>上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和5年1月25日</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>	